

平成18年1月13日 開会
平成18年1月13日 閉会
(臨時第1回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第94号

平成18年第1回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成18年1月10日

大山町長 山口隆之

- 1 日 時 平成18年1月13日 午後2時00分
2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美智恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美保子
9 番 秋 田 美喜雄	10番 尾 古 博 文
11番 諸 遊 壤 司	12番 足 立 敏 雄
13番 小 原 力 三	14番 岡 田 聰
15番 二 宮 淳 一	16番 椎 木 学
17番 野 口 俊 明	18番 沢 田 正 己
19番 荒 松 廣 志	20番 西 山 富三郎
21番 鹿 島 功	

○応招しなかった議員

なし

第 1 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 1 8 年 1 月 1 3 日 (金曜

日)

議事日程

平成 1 8 年 1 月 1 3 日 午後 2 時 0 0 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 号 大山町農業集落排水事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2 号 大山町公共下水道事業逢坂処理区域・名和处理区域・中高所子処理区域受益者分担金徴収条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 号 建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第 6 議案第 4 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 議案第 5 号 平成 1 7 年度大山町一般会計補正予算 (第 6 号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 議案第 1 号 大山町農業集落排水事業分担金徴収条例の制定について
 - 日程第 4 議案第 2 号 大山町公共下水道事業逢坂処理区域・名和处理区域・中高所子処理区域受益者分担金徴収条例の制定について
 - 日程第 5 議案第 3 号 建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
 - 日程第 6 議案第 4 号 工事請負変更契約の締結について
 - 日程第 7 議案第 5 号 平成 1 7 年度大山町一般会計補正予算 (第 6 号)
-

出席議員 (2 1 名)

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美 智 恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美 保 子
9 番 秋 田 美 喜 雄	1 0 番 尾 古 博 文

1 1 番 諸 遊 壤 司
1 3 番 小 原 力 三
1 5 番 二 宮 淳 一
1 7 番 野 口 俊 明
1 9 番 荒 松 廣 志
2 1 番 鹿 島 功

1 2 番 足 立 敏 雄
1 4 番 岡 田 聰
1 6 番 椎 木 学
1 8 番 沢 田 正 己
2 0 番 西 山 富三郎

欠席議員

なし

事務局出席職員職氏名

局長 ……………小 谷 正 寿 書記……………汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………山 口 隆 之 助役……………田 中 祥 二
教育長……………山 田 晋 総務課長 ……………諸 遊 雅 照
学校教育課長……………高 見 晴 美 社会教育課長 ……………麴 谷 昭 久
水道課長……………小 西 正 記 地域整備課長……………押 村 彰 文

午後 2 時 0 0 分開会

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

○議長（鹿島 功君） ただいまの出席議員は 2 1 人です。定足数に達しておりますの

で、平成 1 8 年第 1 回大山町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 1 1 8 条の規定によって、1 9 番 荒松廣志君、2 0 番 西山富三郎君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第 2、会期の決定についてを議題にします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3 議案第1号

○議長（鹿島 功君） 日程第3、議案第1号 大山町農業集落排水事業分担金徴収条例の制定についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第1号 大山町農業集落排水事業分担金徴収条例の制定について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町内に設置される農業集落排水事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき分担金の賦課及び徴収について必要な事項を定めるものであります。第1条で趣旨を、第2条で処理区を、第3条で用語の定義を、第4条で分担金の額を、第5条で分担金の賦課及び徴収を、第6条で分担金の徴収猶予を、第7条で分担金の減免等を、第8条で受益者の変更の届出等を第9条で委任を定めております。

附則の第1項で施行期日を、第2項で大山町名和・光徳地区農業集落排水事業分担金徴収条例と大山町赤坂下甲・中山口・御崎・八重・高橋地区農業集落排水事業分担金徴収条例の条例廃止を、第3項で経過措置を、第4項で合併前の大山町の地域における一定期間内の適用除外を、第5項で合併前の名和町の地域における平成21年3月31日までの事業所の分担金額を、第6項で光徳処理区の花担金の賦課徴収について定めております。

以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。20番、西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 本議案は、地方自治法第224条に基づくものであります。224条には……

〔「マイクをもっと近くに…」の声あり〕

○議員（20番 西山 富三郎君） どうも失礼しました。本条例は、地方自治法224条に基づくものでございます。224条を見てもみますと、6つの項目がありますので、それらの従って、224条に基づいて若干の質問をいたします。5、6件になるかも分かりません。

まず一つ、224条は、ちょっと読んでみまじょうか。普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人または普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。このまず6つに分かれておりますが、

一つ、数人というのは、どのように皆さん方ご理解しておられますか。この条例の中に表われていますか。それが一つです。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの質問には、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（小西 正記君） 地方自治法の224条の解釈でございますが、地方公共団体が定める場合でございます。その数人という取り扱いの考え方でございますが、基本的には、賦課徴収する場合は重複する場合等考えられます。また、地方公共団体が、普通地方公共団体が新たに賦課する場合にはついては、それぞれ条例で定めるというふうになっておりますから、複数の場合につきましては、県あるいは町が両方とも、賦課徴収する場合も考えられますし、或いは委任ということが考えられますので、例えば上部団体に、例えば町のほうが徴収し、それを県のほうに委託するというふうな方法が考えられるというふうに考えております。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） その項は了解します。次には、普通公共団体の一部、これが分担金条例の中の2番目ですが、団体の一部とは、ここに示してあるんですね。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（小西 正記君） 普通公共団体の一部と言いますのは、大山町が賦課するというふうなものであります。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 次に進みます。そうしますとね、利益のある事件に関し、としてあります。この利益の内容を、あるいは積極的とか、消極的とかということですね、利益という説明をしてください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（小西 正記君） 利益というふうな考え方につきましては、その事業によって、受益を受ける者というふうな考え方で取り扱いをしております。公共下水道の整備等によりまして、水環境があるいは生活排水等の生活水準の向上に期するというふうな考え方をしております。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 自治体は公共下水じゃなくて、いろいろなことを行なうわけですよ。利益のある事件、例えば、防疫、防風、防火、防水、防潮、あらゆる措置があるわけですね。その中で積極的な部分と消極的な部分があるわけですが、今のは一般論的ですけど。もう少し分かりやすい利益というのがありませんか。

○議長（鹿島 功君） 西山議員さん、質疑でございまして、この本筋の主旨にもう少し、深く入った質問をお願いしたいと思います。答弁、町長お願いします。

○町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（小西 正記君） 確かにおっしゃるように深くとか浅くとかいうふうな考え方よりもこの分担金の徴収に関していろんな項目で定めてある場合がございます。例えば農林関係の土地改良事業に対する負担金とか、いろいろ事業を行なっていくうえに、その事業ごとに負担区分をそれぞれにおいて事業推進を含めて、皆さんに協力を得るために負担金を徴収しておるといことがございます。その事業につきましては、その受益をされる方も同一に事業を推進協力するために、一翼を担っていただいているというふうな考えでおりますので、それは積極的な参加意志があるというふうな考え方をしております。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） それじゃあ、肝心なところに入ります。30万と35万、費用ですね。この費用はどういう基準の積算で30万ですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（小西 正記君） この費用の負担につきましては、事業費の7%以内で徴収するというふうな決まりになっておりまして、その積算で中山地区がされたときには、35万かかるというふうなことで、35万の金額が決まっております。ただ、一般住民の居住されているところにつきましては、それから減額し、30万とされた経過がございます。名和地内におきましては、農業集落排水が先でございましたけれど、これにつきましても同じような考え方で分担金の計算をし、これは4.5%ぐらいの負担率になっておりますが、これも30万と定めております。これは近隣の町村の分担金の金額を参考にしながら、あるいは7%以内というふうな基準の中で、適正であろうというふうな金額を見据えて、30万あるいは35万という金額で決定させていただいております。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） この費用の計算については、総額じゃなくてこの法律には限定でやっていきなさいということなんですね。そういう限定が7%にしてあるわけですね。それは受益者のあれですか。利益の限定、具体的利益の限定を定めるべ

きだという根拠で7%ですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（小西 正記君） 下水道事業につきましては、管路設置ただけでは完成というふうな水処理ができませんので、処理場まで含めた全体事業費を基にして7%というふうな率をかけ、求めさせていただいております。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。6番、森田議員。

○議員（6番 森田 増範君） 経過措置の4と5にございます平成21年3月31日までという文言が数値があるわけですが、この根拠、あるいは基準について確認させていただきたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員の質問には、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（小西 正記君） それぞれの期間3年間を設けております。これにつきましては、下水道を推進して皆さんのところに説明していく時に、行政のほうは、3年以内に接続をお願いしますということで、住民の皆さんに周知徹底をし、ご理解をいただいております。条例を改正し、それぞれ変更する場合につきましても3年以内ということを変更して皆さんのほうにお知らせし、それを改正していくべきというふうな考え方で、3年間の猶予期間を設けておるところでございます。

第5条で定めております公共事業所の分担金につきましても、名和地区におきまして、工事説明あるいは同じように住民説明を合わせて行っております。これにつきましても、条例を改正し、明日からというわけにはなりませんので、同じように3年間の猶予期間をもって改正をしていきたいというふうな考えでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第2号 大山町公共下水道事業逢坂処理区域・名和処理区域・中高所子処理区域受益者分担金徴収条例の制定についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第2号 大山町公共下水道事業逢坂処理区域・名和処理区域・中高所子処理区域受益者分担金徴収条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき、受益者分担金を徴収することについて必要な事項を定めるものであります。

第1条で目的を、第2条で用語の定義を、第3条で分担金の額を、第4条で分担金の賦課及び徴収を、第5条で分担金の徴収猶予を、第6条で分担金の減免等を、第7条で受益者の変更の届出等を、第8条で委任を定めております。

附則の第1項で施行期日を、第2項で大山町公共下水道事業逢坂処理区域名和処理区域受益者分担金徴収条例の条例廃止を、第3項で経過措置を、第4項で合併前の大山町の地域における一定期間内の適用除外を、第5項で合併前の名和町の地域における平成21年3月31日までの事業所の手当金額を定めております。以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。17番、野口議員。

○議員（17番 野口 俊明君） 今日の修正された議案で、黒テンテンがついたわけです。で、この附則のほうですね、これにまあ逢坂処理区域、名和処理区域とか、附則の2号ですか、それと3号にも、ここらへんには付けなくていいというか、付けられるという気はなかったわけですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 野口議員さんのご質問には、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 野口議員さんのご質問にお答えいたします。附則にうたっております2番目、3番目、経過措置のところでございますが、施行期日の2番目、経過措置の3番目、これらにつきましては、既に議決になっております規定の条例を廃止するということでもありますので、新たに設ける条例でなくて廃止をする条例は既に条例等で規則化されておりますので、そのままの文言を載せていただいております。

○議長（鹿島 功君） 質疑、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を

行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第3号 建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第3号、建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

平成17年7月29日締結の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、オキシゲーションディッチの設置場所の地下水位が高いため浮き上がることが懸念されておりました。現場の状況が当初設計より良好だったことにより工事金額が減額となり協定を変更するものであります。

協定名は中山町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定であります。

協定内容は終末処理場、逢坂浄化センターであります、建設工事の協定内容の一部変更であります。

工事場所、協定の相手方、工事期間には変更がありません。協定金額は1億5,300万円から960万円減額をし、1億4,360万とするものであります。以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号

○議長（鹿島 功君） 日程第6、議案第4号 工事請負変更契約の締結についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第4号 工事請負変更契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、工事請負の変更契約締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

その内容は、平成17年1月17日旧大山町において株式会社サクラダ大阪支社と契約を交わし、平成16年度、17年度の債務負担工事として施工中の阿弥陀川橋架け替え工事上部工について、今回、2,199万7,500円を増額変更し、全体工事費を2億4,512万2,500円とするものであります。

増額の主な要因は、橋げたを架設するにあたり使用する大型クレーンの河川内への搬入道路、作業スペースの盛り土量の増工、搬入道路下に埋設する水通しのための仮設水路の増工と床版型枠をPC床版型枠用に変更したことによるものであります。

搬入道路など可施工の当初設計の考え方は、大型クレーンの搬入方法、架設作業方法を想定し、設計しておりました。発注後、施工業者と大型クレーンの作業方法について協議した結果、当初計画の架設方法での施工は現地の条件下では道路勾配などの問題により不可能であるとの判断を下し、施工方法を見直したものであります。

なお、本工事の完成期限は平成18年3月20日としておりましたが、今年度、国庫補助金の満額配分が受けられなかったことに加え、現場打ちPC床版工という高強度のコンクリートを冬期に施工することの施工性の問題等があり、平成18年8月31日まで工期を延ばし、3ヵ年度の債務負担工事として施工するよう変更するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第

4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号

○議長（鹿島 功君） 日程第7、議案第5号、平成17年度大山町一般会計補正予算（第6号）についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第5号 平成17年度大山町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、普通交付税の追加交付、県補助金の額の確定、事業計画の変更、債務負担行為補正の追加等により、現時点での財政見通しに変更が生じたので、歳入歳出予算の過不足を調整するため提案するものであります。

この補正予算（第6号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、2,202万8,000円を追加し、歳出予算の総額を104億2,814万6,000円といたしております。

次に、「第1表 歳入歳出予算補正」により、歳入から各款をおってご説明を申し上げます。第35款地方交付税の2,218万7,000円の増額は、第5項普通交付税第1目地方交付税の追加交付によるものであります。

第60款県支出金の15万9,000円の減額は、第10項県補助金、第40目土木費県補助金で、道路除雪費県補助金の減額によるものであります。

次に歳出につきまして、ご説明申し上げます。

第10款総務費の80万5,000円の増額の主なものは、第5項総務管理費の第1目一般管理費で、合併1周年記念式典に係る合併功労者表彰記念品、式典参加者記念品等34万6,000円、第5目財産管理費で、本庁舎建物、町マイクロバス等修繕料33万7,000円及び本庁舎宿直室のエアコン購入費12万2,000円であります。

第40款土木費の1,391万7,000円の増額は、第10項道路橋梁費の第1目道路維持費で、除雪に係る関係経費の不足見込額と、歩道除雪機購入費の入札減を調整するものであります。

なお、昨年12月5日から1月9日まで、本庁で延べ17日、大山支所で延べ24日、中山支所で延べ27日除雪のため出動いたしております。

第50款教育費では、370万1,000円の増額であります。第5項教育総務費の第2目事務局費では、79万1,000円を減額いたしております。これは、さる10月31日急逝いたしました三浦大山学校給食センター所長補佐の欠員を補充するため、教育委員会部局が、1月1日付で人事異動を行いましたので、職員人件費の調整を行う

ものであります。人事異動の内容につきましては、別紙のとおりであります。

第10項小学校費の366万円の増額は、第1目学校管理費で名和小学校校舎統合に係る引越作業、情報機器移設作業手数料であります。

第20項社会教育費の43万5,000円の減額及び第25項保健体育費の126万7,000円の増額は、先ほどご説明いたしました教育委員会部局の職員の人事異動と併せまして、平成18年10月に大山町内で開催をされる第19回全国スポーツ・レクリエーション大会に対応するため、スポーツ推進室を新設いたしましたので、これらの人件費を調整するものであります。

第60款災害復旧費では、平成17年7月1日の梅雨前線豪雨により、発生をいたしました町道滝坂線公共土木施設災害復旧費の科目の組替えを行っております。

第65款公債費では、第5項公債費の第1目元金で、360万5,000円増額いたしておりますが、これは名和小学校統合に係る校舎等施設の財産処分にとまなないまして、平成14年10月に借入れをいたしました下水道接続事業債の繰上償還の必要が生じたので、元金償還金を新たに計上するものであります。

第2表では、名和小学校解体工事費の債務負担行為期間及び限度額を平成17年度から平成18年度まで、5,461万4,000円と、新たに定めております。

この債務負担は、校舎等施設の解体工事を早期に着手するため、平成17年度内に業者選定を行おうとするものであります。工事請負契約書の約款において、工事請負金額の平成17年度支出分をゼロとし、全額を平成18年度において支出するよう定める考えでありますので、平成17年度において、この工事に係る予算の計上はいたしておりません。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） 11ページの災害復費のことですが、先程説明がありましたですけれど、町道滝坂線というのは、どこでしょうかということと、この工事をされた内容はどのようなことだったのでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 地域整備課長。

○地域整備課長（押村 彰文君） 町道滝坂線の場所と工事内容の質問でありますけれども、場所につきましては、大山地区の赤松というところでございます。工事内容につきましては、路肩が崩壊したためにのりぞめの構造物を施しているという工事でございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。6番、森田議員。

○議員（6番 森田 増範君） 質問します。4ページでありますと、県補助金15万9,000の減額ということと、同じく6ページで道路維持費の中での備品購入費、歩道除雪機ということでこれも減額29万9,000円ありますが、それぞれに関係があるのか、内容について説明を求めたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 地域整備課長。

○地域整備課長（押村 彰文君） 4ページの歳入、県補助金と6ページの歳出、歩道除雪機の金額の関係でございますけども、まず歩道除雪機の購入にあたりましては、県費2分の1の補助をいただいております。29万9,000円減額の主なものは、入札減ということでございます。この減額に伴って県の補助金が減ったということでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定すること
に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

閉会報告

○議長（鹿島 功君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成18年第1回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午後2時37分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員